

議案第 21 号

多可町大和体験交流活性化施設「なごみの里 山都」の指定管理者の指定事項
の変更について

令和 3 年 3 月 26 日議決の多可町大和体験交流活性化施設「なごみの里 山都」の
指定管理者の指定事項を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

| 事項名 | 変更前 | 変更後 |
|----------|-----------------------|----------------------------|
| 名称及び代表者名 | 大和体験交流協会 理事長 嶋田 章夫 | 合同会社大和体験交流協会 代表社員 嶋田 章夫 |